



刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。さらに、刑事施設においては2014年度(平成26年度)から、少年院においては2015年度(平成27年度)から、福祉専門官(社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員)の配置を進めている。社会福祉士等の配置施設数の推移は資3-34-1のとおりである。また、2018年度(平成30年度)からは大規模な刑事施設8庁において、認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めており、2019年度(令和元年度)からは、新たに女子刑事施設2庁を加えた10庁で実施している。

少年鑑別所において、2015年の少年鑑別所法(平成26年法律第59号)施行後、地域援助の一環として、いわゆる入口支援※1への協力が適切に行えるよう、アセスメント機能の充実を図っている。具体的な取組状況として、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために、検察庁からの依頼を受けて、知的能力等の検査を実施しており、2019年は238件の依頼を受けた。

保護観察所において、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官が、福祉的支援に関する講義を含む保護観察官向けの研修に参加しているほか、社会福祉士会等が主催する研修に積極的に参加したり、刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に参加するなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

(平成28年度～令和2年度)

区分	矯正施設の別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
社会福祉士	刑事施設	70	70	70	69	69
	少年院	16	18	18	18	18
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	34	39	48	56	58
	少年院	2	2	3	3	8

注 1 法務省資料による。
2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

※1 入口支援
一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

「関東更生支援ネットワーク」

今年度、新たに東京矯正管区と関東地方更生保護委員会による「**関東更生支援ネットワーク**」が設立されました。

関東更生支援ネットワークとは、関東甲信越・静岡地域を所管する法務省の組織である「東京矯正管区」と「関東地方更生保護委員会」が新たに立ち上げた、罪を犯してしまった人達を支える人・組織をつなぐネットワークで、地域の再犯防止・更生支援に関するイベントなどを紹介するメールマガジンの配信や、罪を犯した人たちのことを学ぶセミナー・スタディツアーの開催等を企画しています。

詳細については、東京矯正管区フロントページ内「**関東更生支援ネットワーク**」を御参照ください。

メールマガジン配信

- 更生支援関係のイベント情報
- 会員からの情報など

セミナー・スタディツアー

- 更生支援関係のセミナー
- 矯正施設等のスタディツアーなど

お申込み

- メール(東京矯正管区更生支援企画課まで)

支える つながる
関東更生支援ネットワーク

関東更生支援ネットワークって？
関東更生支援ネットワークは、関東甲信越・静岡地域を所管する法務省の組織である「東京矯正管区」と「関東地方更生保護委員会」が新たに立ち上げた、罪を犯してしまった人達を支える人・組織をつなぐネットワークです。

刑務所を出るとき、84.9%の受刑者が「もう二度と犯罪はしない」と思っています。
しかし、37.5%の出所者が、出所から5年以内に罪を犯し、刑務所に戻ってきてしまっています。
※ いずれも法務省調べ

「誰一人取り残さない、安心・安全な社会」の実現のため、関東更生支援ネットワークに参加して、一緒に罪を犯した人の立ち直りを応援しませんか？

参加すると何があるの？

- 更生支援メールマガジンの配信**
ご登録いただいたメールアドレス宛に、関東甲信越・静岡地域の更生支援に関するイベント(社会を明るくする運動、矯正展等)情報をはじめ、更生支援に関するトピックスを配信します。
併せて、会員の皆様からもメルマガに掲載してほしい更生支援に関する情報を募集・配信します！
- 更生支援セミナー・スタディツアーの開催**
会員の皆様を対象として、法務省が実施している更生支援に係る施策などをわかりやすく解説するセミナーや、矯正施設等のスタディツアーなどを企画・実施します！
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期は未定です。

お申込みはメールで！
参加無料！

参加を希望される方は、東京矯正管区更生支援企画課(1.toukyoukyousei.17u@f.moj.go.jp)まで、本文に「氏名(組織名)、所属(部署名)、メールアドレス」を明記の上、メールにてご連絡ください。
※皆様からいただいた情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワークの運営以外には利用いたしません。 QRコードからも送信いただけます。

「東京都 犯罪お悩みなんでも相談」

東京都の「**犯罪お悩みなんでも相談**」について御紹介します。

この事業は、地域再犯防止推進モデル事業として令和2年度から実施されているもので、東京都内在住の万引きなどの犯罪行為をしてしまう本人やその家族又は関係者等を対象とし、**社会福祉士等の福祉専門職が電話相談**に応じ、適切な支援機関等に結び付け、刑務所出所者等の再犯防止を図るものです。

- 電話番号:050-3138-2009
- 実施期間:令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木)
- 受付日・時間:火曜日・木曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時~午後5時
- 対象:都内在住で、万引きなどの犯罪行為をしてしまう御本人、その御家族又は関係者の方など
- 社会福祉士や精神保健福祉士が電話相談を受け付けます。

犯罪お悩みなんでも相談
050-3138-2009

相談の流れ
1. 相談予約
2. 相談実施
3. 相談終了

相談事例
ケース1 万引きを繰り返してしまうご本人からのご相談
ケース2 文庫に関するお子様からのご相談

相談時間
受付時間: 令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木)
受付日: 火曜日・木曜日(祝日、年末年始を除く)
受付時間: 午前9時~午後5時